

川上住まいるネット（空き家バンク）家財道具処分等補助金

交付までの流れ

【申請者】

交付申請(申し込み)

※清掃等に係る前に申請する
※村内事業者等に委託又は、自らが処分する場合
※清掃前の写真撮影

【必要書類】

- ① 補助金交付申請書
- ② 家財道具の処分に係る費用が確認できるもの
- ③ 事業計画書
- ④ 過去2年間分の納税証明書
- ⑤ 家財道具の処分前の写真
- ⑥ 空き家所有者承諾書
- ⑦ その他

【役場】

補助金交付決定通知

【申請者】

清掃着手

※清掃後の写真撮影

【申請者】

清掃完了

【必要書類】

- ① 完了届
- ② 領収書の写し **(コピーする)**
- ③ 家財道具等の処分後の写真
- ④ その他村長が必要と認める書類

【役場】

補助金交付確定通知

【申請者】

補助金の請求

※補助金の支払いまで約1ヵ月程度かかります

【役場】

補助金の交付

※写しの提出書類についてコピーが必要な場合は役場でコピーいたします。

※補助金制度の詳細については、お問い合わせください。

【問い合わせ先】

役場 暮らし定住課 0746-52-0111